

長崎県固有種（亜種）にとっての locality ツシマヤマネコの保護を中心に

福 島 涼 史

“Locality” for Endemic Species Subspecies in Nagasaki:
Protection for Tsushima Leopard Cat as the Model

Ryoshi FUKUSHIMA

概 要

ツシマヤマネコの保護を中心に考察することにより、長崎県固有種（亜種）にとっての locality の意義を明らかにし、また、それらの保護に明確な「論理」（目的、理念、法理）を提示しようとする。前半は、生物多様性という概念を核として、保護の法的根拠や保護する主体の分析を行い、後半は、ツシマヤマネコ、特に、その「価値」について具体的な検証を行う。

キーワード：生物多様性、生物多様性条約、種の保存法、絶滅危惧種、ツシマヤマネコ

序論

- 一 生物多様性にとっての locality
 - 二 生物多様性の法
 - 三 保護対象の選択
 - 四 ツシマヤマネコの価値づけ
- 結語

序論

『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』に謳われるように、長崎県は、地形の変化に富んだ豊かな自然景観に恵まれ、ツシマヤマネコをはじめとする貴重な野生生物が生息するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれている¹。対馬を擁する長崎県には、ツシマヤマネコ、ツシマテン、ツシマムシ、ツシマアマガエル、ツシマサンショウウオといった県固有種（亜種）が存在している。一方で、その多様な動物相を反映する形で、「ながさきの希少な野生動植物」（県レッドデータブック・平成13

1 長崎県環境部自然環境課生物多様性保全班『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』（平成21年）、はじめに。

2 以下特別の言及のないかぎり、「種」という語は「亜種」も含むものとして用いる。

年)には、哺乳類(海産哺乳類を含む)20種、鳥類97種、爬虫類11種、両生類6種が、長崎県の絶滅のおそれが高い種として掲載されている。

一般には野生生物を保護することに何らの根拠も必要ではなく、農業や衛生上有害であるものを除けば、およそ野生生物を保護すべきことに異論はないだろう。しかし、それらの保護が経済上のものなどの何らかの利益や法益と衝突する場合には、この限りではない。そして、行政体(中央省庁、県庁、市役所等)が、これに取り組む際にも、別途の根拠を要する。なんとすれば、「現在においては、あらゆる観点からして、いかなる理論操作をしても、形を変えた『自由なる行政』論(『執行権はそれ自体自由』(オットー・マイヤー))は維持できない」³からである。「普遍的な法治主義」(高田敏)⁴の要請を置くとしても、幅広い賛同者を必要とすることからして、明確な保護の「論理」(目的、理念、法理)の提示が、これらの種の保護それ自体を確かなものにするに違いない。

このような保護の「論理」として登場したのが、長崎県(庁)の戦略名や部署名自体にも用いられている「生物多様性」である。この「生物多様性」が長崎県固有種の保護にとって、殊に重要なのは、これが、古典的な環境法、特に、国際環境法の原理を止揚するものだからである。

一 生物多様性にとっての locality

(1) 「新たなロジック」

その古典的な原理は、*sic utere tuo, ut alienum non laedas*(汝のもの(土地)を、他者を害することのないように用いよ)の法格言によって表すことができ、越境という意味での国際的な環境破壊を防ごうというものである。自分(自国)のものだということで、特別の配慮なく扱っていたものが、実は他者(他国)にも影響を与えるものだったという事態が想定されており、具体的には、大気汚染や河川汚染などがこれにあたる。ラムサール条約(「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)の採択は生物多様性条約に先立つ1971年であったが(日本は1980年に加入)、これも、越境する水鳥(渡り鳥)の保護を主眼とするものであって、ある国の湿地の破壊が、他の国に戻ってくるはずの水鳥に悪影響を与えることを前提としている。

これに対して、生物多様性という概念は、ある生物の越境性という意味での国際性を問題としない。むしろその逆であり、世界に広く、遍く存在するのではない、局所、局所に固着的に存在する生物に着目し、それらが全体として織りなす多様性に光をあてたものである。従来最も非国際的であった(国際の関心から外れていた)ものを、一躍、国際環境保護の対象にしたのが、この生物多様性である。

その意味で、「生物の多様性に関する条約」(以下、生物多様性条約)に対して、「新たなロジック」ということがいわれるが⁵、長崎県における生物保護にとって、これほどに適切な「ロジック」はない。その下では、保護対象は、誰もが知っていて、皆に愛されている必要も、金銭的価

3 高田篤「生存権の省察 高田敏教授の『具体的権利説』をめぐって」『法治国家の展開と現代的構成 高田敏先生古稀記念論集』(法律文化社、2006年)147頁。

4 高田敏「『形式的法治国・実質的法治国』概念の系譜と現状 その検討と『普遍的な法治主義』の提唱」近畿大学法科大学院論集第2号(2006年)57-59頁。

5 「『生物種が万民の共有物である』というかつてのロジック」に代わって、「この新たなロジックの下で生物種は『万民の共有物』から『各国の経済的な資源』となったという評価(及川敬貴『生物多様性というロジック 環境法の静かな革命』(勤草書房、2010年) i 頁)は一面的に過ぎる。確かに、医薬品の開発等に絡んで、推進国の側にいわゆる資源ナショナリズムともいえる動機があったことは事実であるが、豊かな生態系を、各国の「財産」化したことが、そこでの本質ではない。そこでの本質は、局所的な、ユニークな存在を保護することが、全体からも要請されるということである。

値も具備している必要もない（charismatic or monetarily valuable⁶）。また、例えば同条において、生物多様性は、「種内の多様性」も含むとされていることが、一層、重要である。現在の学界の主要な知見によれば、長崎県固有種はすべて、亜種だからである。狭義の「種」の保存や遺伝子資源の保全のためだけであれば、亜種は対象とはならない。生物多様性という概念によってはじめて、ニホンカモシカやオオサンショウウオのような狭義の日本固有種ではない、これらの生物のいわば格上げがなされたのである。

(2) 非 national 性

international（越境・国際的）でも、nation-wide（全国的）でもない生物を、生物多様性の旗印の下、保護しようとするれば、必然的に鍵となるのが locality（局所性・地域性）である。地域固有の生物は、物理的要請として、その地域で保護の取り込みを進めるよりほかない。この点、オオタカ（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種、環境省発行のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に選定）などとは対照的である。さらに保護の正当性に関して、ほとんどの国民、県民が直接にはおろか、映像等でも見たことがないような生物の保護を、いわゆる国や県の事業として行うに際しては、その生物の locality（局所性・地域性）が単純には制約要因となってしまうことにも注意が必要である。そこでは、倫理性（人間らしさ）をいう「人間の尊厳」が、個性に着目する「個人の尊重」と対立するどころか、それを前提としているという憲法学上の再構成⁷に比すべき、日本らしさ、長崎らしさの再構成が求められる。日本の「国鳥」、キジは、本来、実に5亜種から構成されており⁸、それぞれに local な亜種のキジが、日本らしさを代表していることが想起されるべきである。

(3) 対馬固有性

このように鍵となる locality を体現しているのがツシマヤマネコである。ツシマヤマネコこそは、その生息地がほとんど対馬の上島にのみ限られるという高度に local なネコ科の動物である。さらに、ツシマヤマネコは、東アジアから東南アジアに広く分布するとされるベンガルヤマネコ（*Felis bengalensis*）の亜種とされ（*Felis bengalensis euphilura*）、種全体からみれば、local な「ベンガルヤマネコ」ということになる。さらに、特筆すべきことに、英語表記として用いられることもある wild cat（ヤマネコ）のイメージとは対照的に、いわゆる里地・里山のネコであり、農林業などそこに暮らす人々の活動に生存を支えられているという意味でも local な生き物である。里地・里山は近年、条例などでも用いられる概念である⁹。

本論文は、このようなツシマヤマネコの保護を中心に考察することにより、長崎県固有種（亜種）にとっての locality の意義を明らかにし、また、それらの保護に明確な「論理」（目的、理念、法理）を提示しようとするものである。

そのために、まず、前半は、いわば抽象的に保護の根拠や保護する主体の分析を行い、後半は、

6 Brain Czech and Paul R. Krausman, *The Endangered Species Act: History, Conservation, Biology, and Public Policy*, The Johns Hopkins University Press, 2001, p.149.

7 高田篤・前掲注③159-162頁。

8 環境省自然環境局野生生物課『日本野生鳥獣目録 平成14年7月』によれば、キジ（*Phasianus colchicus*）には、キジ（*Phasianus colchicus robustipes*）、トウカイキジ（*Phasianus colchicus tohkaidi*）、シマキジ（*Phasianus colchicus tanensis*）、キュウシュウキジ（*Phasianus colchicus versicolor*）、コウライキジ（*Phasianus colchicus karpowi*）の亜種がある（環境省自然環境局野生生物課『日本野生鳥獣目録 平成14年7月』、7頁）。このうち、コウライキジは朝鮮半島産のものが放鳥されたものだといわれる。

ツシヤママネコについて具体的な検証を行う。これは、ツシヤママネコについては、その生態や個体数に重点を置いた研究が多い中で、このような法学的な論考が、その保護に対して、一助となることを期待しての試みである。

二 生物多様性の法

(1) 生物多様性条約

□生物多様性条約第6条（保全及び持続可能な利用のための一般的な措置）⁹⁾

（義務）

- ・生物多様性国家戦略（平成7年）、新・生物多様性国家戦略（平成14年）、第三次生物多様性国家戦略（平成19年）

ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）中に、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）と並んで、採択されたのが、生物多様性条約であり、日本は、1993年に締結し、同条約は同年12月に発効した。

この条約は、その前文において「諸国が自国の生物資源について主権的権利を有する（States have sovereign rights over their own biological resources）」とされるように（同条第3条原則も同様）¹⁾、会議の開催国であるブラジルを典型として、ジャングルなどに無尽蔵ともいえる生物資源を有する国家の立場を明確に打ち出したものである。

この条約は次のような背景をもつ。新薬の開発に際して、菌類や植物が利用されることが少なくないが、その基礎となる植物などがブラジルなどから先進国に持ちだされている。先進国の企業はいわば密かに取っていったそのような生物資源から、高価な医薬品を開発・製造し、莫大な利益を上げている。このような事態に対して、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする」のが同条約である（具体的には第19条第2項）²⁾。

生物多様性条約がこのような意図をもつとしても、それがこの条約のすべてではなく、目的・動機と役割・機能は別に捉えるべきものである。その役割・機能に当たるのが、生物多様性とい

9 これに対しては、次のようなやや情緒豊かな外延的定義がある。「水と空気、土、カヤ場や雑木林から屋敷、納屋、牛馬小屋、畑、果樹園、竹林、植林、溜池、小川、水田、土手、畦など、一連の環境要素が一つなぎになった暮らしの場」（養父志乃夫『里地里山文化論 上 循環型社会の基層と形成』（農山村文化協会、2009年）9頁）。

一方で、長崎県環境部自然環境課生物多様性保全班『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』（平成21年）は、その「用語解説」で次のようにいう。「奥山自然地域と都市地域の間中に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」資6頁。

10 第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う

(a)生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとすること。

11 第3条 原則

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

12 第19条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

締約国は、他の締約国（特に開発途上国）が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進する。

う概念の現出である。実にこの条約の本義は、意外にもその第2条（用語）のうちにある。

「生物の多様性」(Biological diversity)とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるものを問わない。）の間の変異性 (the variability) をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」(Biological resources)には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

ここで英語正文の Biological diversity, Biological resources はそれぞれ、本来は、「生物学的多様性」、「生物学的資源」となる。「生物学的な多様性」が「生物多様性」と置換されることにつき、「論理という言葉が外れることによって、情緒が入り込む余地が出て」、「『生物学的な多様性』という学術用語には見向きもしなかった市民、企業、行政等が『生物多様性』を意識するようになった」とする評価がある¹³。技術的には、biology は生物学であって、生物論理（学）ではないので、「論理」が外れたというのは「ロジック」でしかないのだろうが、「生物学的資源」という語がやや不自然であることに対する配慮と考えれば、両者の違いにさほどの意味はないと思われる。そもそも、生物の間の変異性などという概念は必然的に生物学的である。1992年の Edward O. Wilson, *The Diversity of Life* が「biodiversity」を広めたとされるが、それは単に biological diversity の合成語とされる¹⁴。

いずれにせよ、本条約の意義は、生物学的にしか同定できないような変異性それ自体に価値を認め、しかも、その価値が潜在的なものであることを知らしめていることである。現在の我々の目から見て、価値をもたないように思われるものでも、少なくとも生物学上それが他と区別される違いをもっていれば、保護すべきだということになる。詳論はしないが、生物多様性と予防原則を扱う Rosie Cooney and Barney Dickson (ed.) *Biodiversity and the Precautionary Principle: Risk and Uncertainty in Conservation and Sustainable Use* は、生物多様性に対する不確実な脅威をいうが¹⁵、当の生物多様性の価値それ自体も不確実なものであり、まさにそれゆえに、保護を要求するものなのである（疑わしきは護れ）。

生物多様性の価値に対しては、それが即自的に、本性上価値があるとする考えに対して「Demand Value (功利主義的有益性)」、「Option Value (将来への選択肢の確保)」という価値の分析がなされる¹⁶。ここでは潜在性に定位するために、この3分類のうちでは、「Option Value (将来の選択肢の確保)」をとったことになる。

(2) 生物多様性関連法律・条例

- 生物多様性基本法（平成20年6月）第11条（生物多様性国家戦略の策定）⁷
（義務）
 - ・生物多様性国家戦略2010

13 及川・前掲注(5)21 22頁。

14 James Maclaurin and Kim Sterelny, *What is Biodiversity*, The University of Chicago Press, 2008, p.2.

15 Rosie Cooney and Barney Dickson (ed.), *Biodiversity and the Precautionary Principle: Risk and Uncertainty in Conservation and Sustainable Use*, Earthscan, 2005, p.298.

16 James Maclaurin and Kim Sterelny, *What is Biodiversity*, pp.150-157.

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成20年3月)第43条(長崎県生物多様性保全戦略)⁸⁾

(義務)

○生物多様性基本法第12条(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)⁹⁾

(努力義務)

・生物多様性地域戦略

[長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画(長崎県生物多様性保全戦略(平成21年)]

日本は生物多様性条約締結を受け、同条約第6条の指示に従い、全府省の閣僚が参加する地球環境保全に関する関係閣僚会議において、1995年10月に最初の生物多様性国家戦略が策定され、以後、戦略の見直しを続けている。最新の生物多様性国家戦略2010の特徴としては、その前文がいうように、「国が実施するだけでなく、地方公共団体、企業、NGO、国民などのさまざまな主体が自主的にかつ連携して取り組む」、主体の広がりをみせている。

この生物多様性国家戦略2010のもう一つの特徴として、それが、初めて法律に基づいて策定されたということが挙げられる。その法律というのが、生物多様性基本法(平成20年6月)であり、「環境基本法(平成5年法律第91号)の基本理念にのっと」ることがその目的に言及されている。そして、生物の多様性の保全が目的として規定されている(第1条)。また、定義という項目が設けられ、「この法律において『生物の多様性』とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」とされる。これは生物多様性条約とはやや異なる、簡略な表現ではあるものの、その法的意味を減損させるほどとは思われない。

同法は、戦略の策定を、政府に対しては義務とし(第11条)、地方自治体に対しては、努力する(第13条)と定める。前者については、「利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」という第1条の目的を指示しているために、国家戦略自体が、同法の目的に拘束されることになり、その法的位置づけがなされたと評価できる。後者については、そのような目的の規定がないために、その内容を同法に照らして解釈するということは技術的にはできない。

この生物多様性国家戦略2010において、「これまでに、千葉県、埼玉県、愛知県、兵庫県、長崎県などいくつかの地方公共団体では、既にそれぞれに工夫を凝らした生物多様性に関する計画が策定されています」と言及されているのが、「長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画」(長崎県生物多様性保全戦略)(平成21年)である。この地域戦略について確認しなければならないのが、その策定が、生物多様性基本法の施行に先立つ、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(県未来環境条例)(平成20年3月)の第43条(長崎県生物多様性保全戦略)にお

17 (生物多様性国家戦略の策定等)

第11条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

18 (長崎県生物多様性保全戦略)

第43条 知事は、生物多様性(多様な生態系が存在すること、多様な種が存在すること及び種内においても遺伝子形質の異なる個体が存在することをいう。以下同じ。)の保全を図るための基本戦略(以下「長崎県生物多様性保全戦略」という。)を定めるものとする。

19 (生物多様性地域戦略の策定等)

第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

いて、義務とされていることである。この条例は、環境基本法の位置にあるもので、生物多様性基本法のように、生物多様性に特化したものではない。そのため、その目的には生物多様性が言及されず、別途の定義の項目もない。その反面、第43条の戦略策定を定める項目に、「知事は、生物多様性（多様な生態系が存在すること、多様な種が存在すること及び種内においても遺伝子形質の異なる個体が存在することをいう。以下同じ。）の保全を図るため」と、生物多様性基本法の定義よりも踏み込んだ定義が入り込むというややいびつな構造になっている。このことに関連して、同条例は、戦略策定を義務化したという点では、生物多様性基本法と同じ位置にあるものの、生物多様性基本法が定めるような事項については、長崎県生物多様性保全戦略に丸投げする形となっている。

日本には、法律、条例においては「総論」のみをなして、抽象的な文言を羅列し、それを理由に、「自由な行政裁量」²⁰を構成するという克服されるべき構図があるが、以上みてきた法律、条例も何ら例外的な存在ではない。それらを見る者は、一般には特別に何か命じられていたり、規律されているとは思えないだろう。しかし、殊、生物多様性に関しては、これは一定程度必然であるし、また、ネガティブなものでもない。

すでにみたように、生物多様性というのは、潜在的な価値を予防的に保護しようという一種の不可知論を伴う。そのために、生物多様性について、始原的に定める法律（＝基本法）や条例（＝基本条例）が、目標や措置において具体性を欠くことそれ自体は、許容される。

それらが生物多様性の保全を掲げることは、無内容なスローガンの羅列の一つと捉えてはならない。生物多様性は、いわばその不確定性のゆえに、強力な規定力をもつ。狭い意味の資源（有価値の「財産」）と思われぬものも、保全することがいわれているからである。これは、例えば、天然記念物の指定のように、特定の生物を例外的に保護するという構造に対して、原則と例外の転換をなしている。生態系が対象となることからしても、原則として、すべての生物は保護されるべきなのであり、問題となるのは、その優先順位のみである。

(3) 種の保存法

まさに優先順位が問題となるのが種の保存法である。種の保存法として知られているのは、実は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）」のみではない。アメリカの ENDANGERED SPECIES ACT OF 1973もまた、種の保存法と呼ばれ、その詳細な解説書も翻訳されている（ダニエル・J・ロールフ（関根孝道訳）『米国 種の保存法概説』（信山社、1997年））。policy design theory から同法を分析する Brain Czech and Paul R. Krausman, *The Endangered Species Act: History, Conservation, Biology, and Public Policy* も、保護のための種の優先づけ（prioritizing species for conservation）を論じている²¹。

同法が、いわゆる公共政策論の対象となっていることから分かるように、その射程は広範なものである。不可避的な立法の進化の頂点²²、と評される同法の眼目は、その第7条である。

第7条(d)

...当該連邦機関および許可もしくは免許申請人は、その連邦行為に関し、本条(a)項(2)に

20 高田倫子「行政裁量の法構造的把握 H. Kelsen による法学的方法の展開とその現代的意義」阪大法学第58号(2009年)132頁。

21 Brain Czech and Paul R. Krausman, *The Endangered Species Act*, pp.148-151.

22 *ibid.*, p.26.

違反しないであろう合理的かつ熟慮的な (prudent) 代替的選択措置の作成または実施を不可能とする効果をもつ復元不可的または不可逆的な資源付託 (先行実施) (commitment of resources) をしてはならない。

この規定は、公共事業をストップさせることのできる強力なもので、一端、公共事業が着手されてしまうと、物理的にも、賠償の面でも保護のための措置が採りがたくなることから、そのような事態を未然に防ごうとするものである。背景として、日本では現在もそうであるように、「既成事実の積みかさねにより、見切発車された事業によって押し切られる仕組み」の存在が指摘できる²³。

このような強力な規定のために、訴訟も起き、*TENNESSEE VALLEY AUTH. V. HILL*, 437 U. S. 153 (1978)において、裁判所は、次のように判示した。「立法過程からして、議会が、種の絶滅を止め、保全しようと意図したことは明らかである コストがいかなるものであろうと。」「立法過程に下支えされ、当該法律の簡明な語は、議会が絶滅危惧種の価値は『計算不可能 (incalculable)』であるとみていたことは明らかである²⁴。この「計算不可能 (incalculable)」という語について、それをいわば無限の価値と解釈する向きに対して、これは純粋に計算ができないというニュートラルな評価だと、質されていることが興味深い²⁵。

このようなアメリカの種の保存法に対して、日本の種の保存法はその呼称こそ同一であっても、射程に関して、全く異なる。第1条(目的)・第2条(責務)と第4条(定義)の間になぜか次のような条項が挿入されているのである。

(財産権の尊重等)

第3条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

アメリカの種の保存法は、種の保存のために必要な手段にまでその射程を及ぼし、わかりやすく言えば、特に公共事業などの取りやめが、その手段として必要な場合にはまさにそれを命じるものである。これに対して、日本の種の保存法には、保全のために必要な手段までも「保護」しようという意図はない。確かに、文言の上では、事業の利益との優劣には言及していない。しかし、冒頭の第3条に「財産権の尊重等」といびつにも挿入されていること、また、国土保全事業とその法益は、種の保存のための措置に先立ってすでに確固として可視化されていることを考えると、上に指摘されているとおり、機能においては、国土保全等の事業の利益に、「抵触しない限り」という制約がなされていることになる。

アメリカの種の保存法は、コアとなる保護事業ではないその周辺(環境)それ自体を規制しようとするものに対して、日本の種の保存法の射程は、テクニカル(コア)な保護活動のみにとどまっている。確かに、生息地等保護区(管理地区・立入制限地区・監視地区)指定制度は、同法の中に存在するが、その指定ととも、上の利益との衝突しない、限定されたものととどまらざる

23 関根孝道「訳注(条文)ダニエル・J・ロルフ(関根孝道訳)『米国 種の保存法 概説』(信山社、1997年)302頁。

24 *TENNESSEE VALLEY AUTH. V. HILL*, 437 U. S. 153 (1978), 187-188.

25 Brain Czech and Paul R. Krausman, *The Endangered Species Act*, p.36.

をえない。事実、レッドデータブック・レッドリスト掲載の絶滅のおそれのある種数は、それぞれ、平成16年7月現在、哺乳類（48）、鳥類（90）、爬虫類（18）、両生類（14）であるのに対して、平成19年10月現在、指定された生息地等保護区は9区にとどまっている（哺乳類、鳥類に対するものはない）²⁶。

このような日本の種の保存法については、「種の絶滅を防止するために最も厳格な執行が望まれるはず」にもかかわらず、「憲法その他の強い制約がある」という評価がある²⁷。これは財産権の憲法上の地位という公法の大問題に関わり、大いに論ぜられるべきであるが、ここでは立ち入らない。

日本の種の保存法に何らか見るべきものがあるとすれば、テクニカルで、コアな保護活動、「保護増殖事業（計画）」であろう。種ごとに定められるこの事業計画は、平成22年4月現在、47を数える。その奇妙な名称が露骨に示すように（通常、我々は、プルトニウムの核分裂による次なる生成について「増殖」を使っている 高速増殖炉）、これは、国内希少野生動植物種を直接（物理的に）、増やそうというものである（この名称を「回復事業」に改めるように提言がされている）²⁸。

種の保存法の制定の背景として、生物多様性条約の「採択に向けた動きが活発化したことから、我が国としても早急に種の保存を目的とした制度を確立すること」が求められたことが指摘されている²⁹。しかし、同法には生物多様性という語は登場しない。一方で、反対に、生物多様性条約は次のように定める。

第8条 生息域内保全

(f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復（recovery）を促進すること。

このため、保護増殖（回復）事業は、生物多様性（条約）上、しかるべき位置を占めるのみならず、その要請でもある。ある種が絶滅してしまうことほど、生物多様性を損なうことはないために、種の回復のための事業、そしてそれを定める種の保存法が、生物多様性の法を構成することは間違いない。

三 保護対象の選択

(1) 種選択の二義性

これまでみてきた生物多様性の法の特徴は、すでに生物学的多様性、生物多様性という「学術

26 羽田ミヤコタナゴ生息地保護区（栃木県大田原市）、北岳キタダケソウ生育地保護区（山梨県南アルプス市）、善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区（京都府京丹後市）、大岡アベサンショウウオ生息地保護区（兵庫県豊岡市）、山迫ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町）、北伯母様ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町）、蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区（鹿児島県薩摩川内市）、宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）、米原イシガキニイニイ生息地保護区（沖縄県石垣市）。

27 畠山武道・柿澤宏昭『生物多様性保全と環境政策 先進国の政策と事例に学ぶ』（北海道大学出版会、2006年）17頁。

28 第二東京弁護士会「生物多様性保全のための法制度を求めて『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』改正に関する提言（2003年）22 23頁。

29 環境省野生生物保護行政研究会『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法令・通知・資料』（中央法規出版、1993年）10頁。

的」な抽象名詞がそれを示しているように、一言で言えば、没価値性にある。生物多様性(という概念)を持ちだす意義は、名もなき生物を対象とすることにある。先の *TENNESSEE VALLEY AUTH. V. HILL*, 437 U. S. 153 (1978) で主役を演じたのは、Snail Darter という名もなき小魚であった。生物学の成果として、「名もなき生物」ということはもちろんありえず、この小魚は、*Percina tanasi* Etnier, 1976である。多様性自体に価値を認めるということは、それぞれの生物自身が特段の価値をもつ必要のないことをいっている。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年七月十二日法律第八十八号)」はその目的に、「生物の多様性の確保...に寄与することを通じて」(第1条)と規定し、保護する対象に何らかの価値を認めることはない。当然に、種の保存法にもそのような指定種に対する価値づけはない。

野生生物の保護に関わる法(条約, 法律, 条例)はいずれも、生物多様性を掲げることによって、保護対象の価値づけから隔たっている。法的には、あれこれの生物の固有の価値のゆえに、保護がなされるのではない。唯一の価値ある保護対象は、生物多様性それ自体である。

保護主体としての行政体(中央省庁, 県庁, 市役所等)にとって、その活動が、議会(国会)の決定に基づくものであることは、すべての出発点である。「種の保存法は民主制に固執する(adheres)」といわれているのである³⁰。この正当性は、端的には民主的正当性ともいわれるが、問題となるすべての民主的決定は法制定という形をとっているので、これを法的正当性と言い換えても差し支えない。

保護の対象となる生物の選定は、通常指定と呼ばれることから分かるように、民主的な決定によるものではなく、技術的に(敢えて言えばテクノクラートによって)決められるものである。よって、他でもなくその生物を保護することに民主的正当性はない。しかし、これは、生物多様性の法理によって、許容される。その法は、本来ありえるすべての種の保護を命じているからである。法によって、原則すべて保護することになっているカテゴリーのものうち、さしあたって、一つを保護する活動は、そのカテゴリー設定の段階ですでに正当化されている。

(2) 特定種の優先

種の保存法第4条第3項に基づき(政令により)定められた国内希少野生動植物種は、平成21年12月現在、82を数え、哺乳類に限っても、5種であるのに対して、先にも見たように事業計画は47にとどまる。これらの保護増殖事業はその名が示すとおり、種の個体数に着目し、その数を上げようという性質のものであって、その「目標」も「本種が自然状態で安定的に存続できる状態になること」とされ、個別の計画ごとに、なぜその種が選ばれたのかという各計画それ自体の端的な目的の所在は明らかにされていない。

すでに確認したように、このことは、法的な問題を生じさせない。一方で、生物多様性の法理は、特定の種に対する保護活動を、個別に正当化することを排除するものでもない。それどころか、「人類にとって...潜在的な価値」という規定は、あらゆる生物がそれぞれに潜在的であるにしろ価値があることを示唆している。生物多様性を構成する(その要素であることが)その生物にとっての唯一の価値であるというような、無色透明の生物は存在しないはずなのである。そして、そのような潜在的な価値を顕在化させることこそが、保護活動ともいえるのである(価値の没却からの救済)。このような価値づけは、保護の性質からして、すなわち、(継続的事業展開の

30 Brain Czech and Paul R. Krausman, *The Endangered Species Act*, p.127.

点で）選挙民や地域住民の賛同を得なければ実効性をもたないことからして、不可欠であるとさえいえる。

実際、そのような価値づけ、価値の明確化を行うことは法の要請ともいえる。まず、生物多様性基本法はその第24条において、「国民の理解の増進」を図ろうとする³¹。

これと関連して解釈すべきものとして、種の保存法は、種の（保存の）重要性について啓発するように、定める³²。

このような啓発活動にとって有益な、カリスマ的な動物が何かはもちろん一義的に決定できるものではない。しかし、展示の面での制約（魚類）、苦手な人が多いこと（爬虫類、両生類、昆虫類）を考慮すると、自ずと、哺乳類、鳥類が一般的にはふさわしいと考えられる。

(3) ツシマヤマネコの選択

種の保存法に基づく保護増殖事業（計画）のうち、初期（平成5年、平成7年）に策定されたものは、次の8つである。

表1．初期の保護増殖事業（計画）

種名	告知年月日	種名	告知年月日
鳥類		哺乳類	
アホウドリ	平成5年11月26日	ツシマヤマネコ	平成7年7月17日
トキ	平成5年11月26日	イリオモテヤマネコ	平成7年7月17日
タンチョウ	平成5年11月26日	魚類	
シマフクロウ	平成5年11月26日	ミヤコタナゴ	平成7年7月17日
		植物	
		キタダケソウ	平成7年7月17日

平成21年12月現在、国内希少野生動植物種は合計82種であり、そのうち哺乳類が5種、鳥類はやや多く38種であるが、比率からすれば、哺乳類、鳥類がまず先に着手されたとみて間違いがない。むしろ、事業の行い易さなど、物理的な要件も考慮されたに違いないが、レッドリスト、国内希少野生動植物種から段階的にモグラ、コウモリが漏れていることから推察されるとおり、保護増殖事業の策定の段階で、一定の保護のための種の優先づけ（prioritizing species for conservation）、そして、それと一体になった価値序列づけがなされているとみなせる。

上に上げた事業のうち、ツシマヤマネコは、「生息環境の悪化等により、個体数の減少が進み、現在、個体数は100頭弱と推定されている」とその計画中にも確認されている。また、ツシマヤマネコの事業計画は、策定時期も、アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウの平成5年11月26日に次いで、最も早い段階にあたる。

31（国民の理解の増進）

第24条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

32 第五十一条 環境大臣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動植物種保存推進員を委嘱することができる。

2 希少野生動植物種保存推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種が置かれている状況及びその保存の重要性について啓発をすること。

四 ツシマヤマネコの価値づけ

(1) ツシマヤマネコの「保護増殖事業」

このツシマヤマネコの事業も他の事業と同様に、その「目標」も「本種が自然状態で安定的に存続できる状態になること」とされ、なぜその種が選ばれたのかという当の計画それ自体の端的な目的の所在は明らかにされていない。ところが、日本の法制度の常であるように、ツシマヤマネコ保護増殖連絡協議会作成の『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』においては、それは、「保護の必要性」という項目の下の「ツシマヤマネコの持つ様々な価値」として明示されている³³。

表2. 『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』の「ツシマヤマネコの持つ様々な価値」

価値軸の種類		内容
自然 科学的 価値	多様性	対馬の生態系の頂点に位置し、対馬の生物多様性を象徴する動物である。
	固有性	日本では対馬にのみ生息する。
	希少性	生息個体数が少ない。
	枯渇進行性	生息地減少や人為攪乱による個体数減少が顕著である。
	学術的重要性	大陸と日本との連続、分断の地史を示し、その固有性や希少性からも各種研究の対象となっている。
社会 科学的 価値	郷土代表性	対馬を代表する動物として、シンボリックな存在となっている。
	親近性	身近な動物であるイエネコに形態が似ているため、親近感がわきやすい。

(2) 「ツシマヤマネコ」の指示対象

まずここで「固有性」(日本では対馬にのみ生息する)とあることが問題である。ここで主語となっているのは、これは、環境省レッドデータブック(平成14年)にいう *Felis bengalensis euphilura* Elliot, 1871であり、そこに掲載の次の内容に即したものである。

ベンガルヤマネコ(*F. bengalensis*)の1亜種で、日本では長崎県対馬(696km²)にのみ分布するが、生息情報は北部に偏っている。

…ベンガルヤマネコは東アジアから東南アジアに広く分布する。本亜種は、ロシア沿海地方、中国の東北部および東部、朝鮮半島、済州島(現在は絶滅)などアジア東部に分布するとされるが、亜種の分布境界は明確でない。日本では長崎県対馬のみに分布する³⁴。

ここでは、ベンガルヤマネコの亜種である *Felis bengalensis euphilura* は、大陸(ロシア沿海地方、中国の東北部および東部、朝鮮半島)と対馬にまたがって分布し、その双方の地域に生息する二つの集団間には差がなく、同一の亜種であるという認識が示されている。このために、大陸のツシマヤマネコ(アムールヤマネコとも呼ばれる)が存在することを前提に、「日本では」という限定が付されているのである。

ところが、例えば、増田隆一は、「ツシマヤマネコはこれまでに、『独立亜種』とも『独立種』とも認められたことがない」とした上で、遺伝子解析の結果、「イリオモテヤマネコおよびツシ

33 ツシマヤマネコ保護増殖連絡協議会『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』(2010年)本編10頁。

34 「ツシマヤマネコ」(http://www.biodic.go.jp/rdb/rdb_f.html)

ヤマネコが、ネコ科においてアジア大陸のベンガルヤマネコと遺伝的に極めて近縁であることが明らかになった」とする。しかし、同時に、「対馬が朝鮮海峡を挟んで向かい合う朝鮮半島には、ベンガルヤマネコが分布している」と上でいう「大陸のツシマヤマネコ」をベンガルヤマネコと呼んでいる³⁵。また、上記レッドデータブックの参考文献に挙がっている『日本動物大百科 1 哺乳類 I』（平凡社、1991年）の共著者でもある土屋公幸監修の2010年7月発行『日本哺乳類大図鑑』も「中国、朝鮮半島、東南アジアなどに分布するベンガルヤマネコの亜種で」、「対馬にだけすむ、野生のネコ」と記載している（属名は *Prionilurus*）³⁶。

ツシマヤマネコ保護に関するアンケート調査でも、「ツシマヤマネコ (*Prionilurus bengalensis euptilurus*)」を「固有」の動物として扱っている。アンケート項目も、「あなたにとって『ツシマヤマネコ』とは何ですか」の質問（選択式）に対して、「対馬にだけ生息する生き物」という選択肢を設け、実際にそれが51%と最も多く選ばれたとしている³⁷。もし、大陸のツシマヤマネコを指定するならば、「対馬にだけ生息する生き物」とみなすことは不適切だということになる。

これらは、動物の分類（学）に関わるが、「種とはなにか」という問題は、…生物学において多くの研究者を悩ませている、未確定の問題である。詳論はできないが、提唱されている種の概念についても、「進化的な種」、「生物学的な種」、「認知の種」、「結合的種」、「系統上の種」と実に多岐にわたる³⁸。亜種概念（同一種内のある亜種と別の亜種の区別）についてはなおさらであろう。この点、増田隆一が、「日本産のヤマネコは、各々、西表島と対馬において独自の進化をとげ、特徴的な形態・性質をもっていることから、貴重なヤマネコ集団であることは明らかであり保護管理していく必要がある³⁹と結論することで、当面の問題は解決する。

我々が少なくともカタカナで、「ツシマヤマネコ」と呼んでいる対象は、「対馬において独自の進化をとげ」ているヤマネコ集団であって、その集団は、ベンガルヤマネコ (*Felis bengalensis*) とともに、ロシア沿海地方、中国の東北部および東部、朝鮮半島に生息するとされる「大陸のツシマヤマネコ」(*Felis bengalensis euptilura*) とともに、独立亜種としてでないにしろ、形態的・性質上区別されえる集団であるに違いない。したがって、対馬における保護活動が問題になる限りで、「ツシマヤマネコ」は対馬に生息する *Felis bengalensis euptilura* を指すとすべきである。

(3) ツシマヤマネコの価値分析

以下では上に提案されている「ツシマヤマネコの持つ様々な価値」を紹介、分析しつつ、別様の価値を提案し、以てツシマヤマネコ保護活動の正当性を、この面から、明確化することとした。先述のとおり、価値づけは、保護の性質からして、不可欠なのであるが、「ツシマヤマネコ保全計画づくり国際ワークショップ」(2006年1月9 - 11日)も、その「提案」の冒頭に「ヤマネコと共生する地域づくり」の項目の中で、「なぜヤマネコが大切なのか、ヤマネコの様々な価値を明確にし共有する」と定めているのである⁴⁰。

35 増田隆一「遺伝子からみたイリオモテヤマネコとツシマヤマネコの渡来と進化起源」地学雑誌第105号(1996年) 357, 361頁。

36 飯島正広(写真・文)・土屋公幸(監修)『日本哺乳類大図鑑』(偕成社、2010年)151頁。

37 本田裕子・林宇一・玖須博一・前田剛・佐々木真二郎「ツシマヤマネコ保護に関する住民意識：対馬市全域住民を対象にしたアンケート調査から」東京大学農学部演習林報告第122号,(2010年)41, 60 61頁。

38 金子之史『分類』(東京大学出版会、1998年)76 78頁。

39 増田・前掲注³⁵361頁。

40 村山晶「絶滅のおそれのある日本の野生生物を守るための分野横断的取り組み ツシマヤマネコ保全計画づくり国際ワークショップを開催して」JVM 獣医畜産新報(2006年)325頁。

表3．福島提案ツシマヤマネコの価値

価値軸の種類		内容
自然的 価値	代表性	対馬の生態系の頂点に位置し、対馬の生物多様性を象徴（代表）する動物である 多様性のバロメータとなる。
	変異性	ベンガルヤマネコという種において亜種を構成している。
	偏在性	日本では対馬にのみ生息する（固有性、代替不可能性）
	例証性	大陸と日本との連続、分断の地史を示す。
社会的 価値	文化性	対馬を代表する動物として、シンボリックな存在となっている。
	マスコット性	イエネコに似ているため、愛着がわきやすい。

偏在性 上のように、ツシマヤマネコの指示対象、固有性の意味を明確化した上で、なお、固有性とは本来ある単位をとった上でのそれに対する固有性だということが残る。「日本では対馬にのみ生息する」という文言は、対馬にとっての固有性を語っているのであって、日本という単位についてではない。これについて、広義の保護の主体ということが問題となる。

対馬市という枠（その行政体や市民）にとってのツシマヤマネコの価値は、まさに「日本では対馬にのみ生息する」という意味の固有性であろう。一方で、日本という広い枠にとっては、その一部にのみ生息することは、何らの固有性でもない。したがって、ここでは、「偏在性」として、その偏在性が対馬にとっては固有性であるとしたい。日本という枠組みにとっては、この偏在性は代替不可能性（国内の他の地域には相当するものがいないこと）という価値として立ち現れる。

そして、これがツシマヤマネコにとっての *locality* の一つの側面であり、地域固着性という意味での *locality* である。

代表性 保護活動の目的にとって、最重要の価値である。およそ肉食獣は一般に、その生息域の生態系の上位に位置するゆえに、その地域の多様性を体現する存在である。ツシマヤマネコに特徴的なことは、「ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針 資料編」（52 - 53頁）にも記載されているように、哺乳類（ツシマアカネズミ、コウベモグラ）や鳥類（シロハラ）、両生類（チョウセンヤマアカガエル）、爬虫類、魚類、昆虫類（ツシマフトギス）など対馬に生息する様々な生き物がエサとなっているのみならず、季節や生息場所に依じて、その内容を変化させており、食性の時間的・空間的な多様性も示していることである。

ツシマヤマネコがこのようなものであってみれば、それはその地域の生物多様性のバロメータであって、ツシマヤマネコの減少は、その生物多様性の減退を意味し、また、ツシマヤマネコの保護活動は生物多様性の復元と一体である。この意味で、ツシマヤマネコは、繰り返し強調している価値である生物多様性にとって、それを代表する価値を帯びている。James Maclaurin, Kim Sterelny が次のようにいうことは示唆的である⁴¹。

保護のトリックは最も問題となる種を選択し、（他の種からみれば）別の種の保護措置の副作用（side-effects）として、可能な限り多くの種を保護することである。

ツシマヤマネコは、その保護を契機として、アカネズミなど他の種の保全、ひいては生物多様

41 James Maclaurin and Kim Sterelny, *What is Biodiversity*, p.178.

性を牽引してくれる存在であり、まさにその裾野の広さゆえに特別の価値をもつ。

そして、これがツシマヤマネコにとっての locality のもう一つの側面であり、地域代表性という意味での locality である。

変異性 ツシマヤマネコは、ベンガルヤマネコという種において亜種を構成しており、ツシマヤマネコが保存されることは、種間の変異性が保たれることを意味する。ベンガルヤマネコが、東アジアから東南アジアに広く分布する種であることを考えれば、そのような国際的な種の多様性は特に価値がある。

例証性 対馬は、約10万年前に、朝鮮海峡、及び、対馬海峡が形成されてできた島である。ベンガルヤマネコの亜種とされることから分かるように、ツシマヤマネコは、対馬が大陸とつながっていたことの例証である。一方で、(ホンド)テン (*Martes melampus*)の亜種であるツシマテン (*Martes melampus tsuensis*)は、対馬が現在の九州(島)と陸続きであったことを示す例である。

このような地学的知見が、ツシマヤマネコによってのみ確かめられるわけではなく、それはあくまで例証である。ただ、それが価値をもつのは、教育の場面である。福岡市動植物園では各種の展示をはじめ、ツシマヤマネコがベンガルヤマネコの亜種であることとの関連において、陸続きであったことが説明されている。このような説明は、日本はアジアの一員であるという近隣国との国際交流の基礎を確認するものである。

文化性 冒頭に挙げた『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』は、長崎県には、「歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれている」と謳っているが⁴²、この好例としても、やはりツシマヤマネコを頂点とする生態系がある。同戦略は次のように確認している⁴³。

…ツシマヤマネコは、名にヤマネコと付くものの、実際の生息域は森林だけでなく、河川周辺の水辺、田や畑などの農耕地も含み、また、その中には集落もあれば車道も通過するなど、多様な環境を含む広い範囲に及ぶことが判っています。昔ながらの農業が行われ、昔ながらの農村風景が残っているような地域では、餌となる小動物も多く、ヤマネコの生息密度も高いことも知られています。

一般に、里地・里山は、例えば、「江戸という大都市の近郊においてもトキやコウノトリなどの高次消費者（捕食者）を養い得るほど豊かな動植物を育てていた」とされる⁴⁴。冒頭で言及したように、ツシマヤマネコは、このような里地・里山のネコであって、人々の生活に支えられて、その地域に暮らしている。そして、ここにいう「昔ながらの農業」に山間部の土地を焼いて切り開く「木庭作」が含まれる。環境省の『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』においても、その重要性が説かれており⁴⁵、実際、「餌場の創出事業」として、木庭作づくりが実施されている(H

42 『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』はじめに。

43 同上、【第2部行動計画編】、IV 5頁。

44 養父・前掲注⁹)108頁。

45 「山間部の木庭作（焼き畑）は平地の少ない対馬における重要な農地であったと同時に、畑の作物に誘引され集まったネズミや鳥はツシマヤマネコにとって重要な餌動物となっていたと考えられ、木庭作の消失はツシマヤマネコの餌場の消失となっていたと考えられる。『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』本編5頁。

13 : 300m², H14 : 3 450m², H15 : 2 000m², 合計 : 5 750m² (0.57ha))⁴⁶。これはアカネズミを増やすためのものであって、ソバをそこに植えることが有効とされる。

この木庭作からはっきりと分かるように、一般の保護活動とはおよそ対照的に、ツシマヤマネコに関しては、いわば森林の開発の方が求められているのである。このような一般的な環境保護の観念との逆転についてはしばしば説かれるところである⁴⁷。ツシマヤマネコは、人が自然から引く、遠ざかることによってではなく、自然にコミットすることによって保護されるのである。現に、また大塚生美ほか「種の保存と森林管理 ツシマヤマネコ保護の取り組み」においても、「林業離れが進行し、手入れのなされていない林分が増加して」おり、「こうした森林資源の変化がツシマヤマネコの衰退の一つの要因となっている」⁴⁸とされる。まさに、そっとしておくという意味の森林保全ではなく、森林管理が問われており、それだけ、ツシマヤマネコは、人間の活動と密着した存在だということである。

このことを反映して、対馬では伝統的にツシマヤマネコは、「トラヤマ」と呼ばれており⁴⁹、地域の文化の一部となっている。このような特質に対して、文化性という価値を見いだすことができる。

そして、これがツシマヤマネコにとっての locality のもう一つの側面であり、地域（社会）密着という意味での locality である。

マスコット性 ツシマヤマネコは、イエネコに似ている。そのため、しばしばノラネコと間違われるほどである⁵⁰。これはネコ科の中の「固有性」、特殊性の観点からは不利であって、特別の保護に対して、「ふつうのネコではないか」という反応を招きやすい。しかし、反面、愛着がわきやすく、イラストなどにも描きやすい。現に、多くのパンフレット、ポスターで、近年は特に、かわいらしさを強調して、キャラクター化されている（2010年春より福岡市動植物園ではツシマヤマネコのマグカップを販売している）。『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』においても、<短期の行動計画>として、「祭り・イベントに必ずヤマネコ(着ぐるみ・シンボルマークなど)を登場させる」⁵¹とされているが、実際に、環境省主催の「人といきものとの未来を考える生物多様性 EXPO 2010 in 福岡」(2010年2月)でも、対馬市福岡事務所から着ぐるみ「しまひこ」が参加して、活躍している。この「しまひこ」は、飼育下個体群の危険分散等を目的として、平成18年11月19日に福岡市動植物園よりツシマヤマネコが移されたよこはま動物園・ズーラシアにも出向き、「ツシマヤマネコ紅葉祭」などで活躍している。このようなことは、例えば、ツシマテンなどでは考えにくく、ツシマヤマネコならではの価値といえる。

倉成武裕(福岡市動物園)「福岡市動物園におけるツシマヤマネコの飼育下繁殖」に詳しいが、福岡市動植物園は、2004年4月に、飼育下繁殖での初出産に成功して以来、38頭のツシマヤマネコが生まれている。このツシマヤマネコ保護増殖事業のうちの「増殖」の拠点となっている福岡

46 同上、資料編71頁。

47 「第一の危機は、開発など、人間が引き起こす負の要因である。海岸や河川環境の破壊...、魚の乱獲など...。

第二の危機は、これとは逆に人間から自然に対する働きかけが減ることによる悪影響である。昔は、近くの森や山に立ち入って、薪や炭の原料となる木材、屋根を葺くための材料や食料を得てきた。このように人間が関与することによって成り立ってきたさまざまな自然が日本には存在する。「里山」「里地」などと呼ばれるものだ」。井田徹治『生物多様性とは何か』(岩波書店、2010年)78-79頁。

48 大塚生美・趙賢一関・正貴「種の保存と森林管理 ツシマヤマネコ保護の取り組み」ランドスケープ研究第72巻4号(2007年)390-393頁。

49 山村辰美(著)・今泉忠明(監修)『ツシマヤマネコの百科』(データハウス、1996年)8頁。

50 同上、16-17頁。

51 『ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針』資料編101頁。

市動物園は、「Enjoyment」、「Originality」、「Locality」という基本構想を掲げている。このうち、Localityの目標が希少動物の保護・繁殖にあたりとされ、次のようにいわれる⁵²。

展示されている個体を見ることによって、初めてツシヤママネコとその現状を知った来園者も多く、野生動物保護や自然・環境保護の啓発においては、映像やパネルだけではなく生きた個体を展示する効果は非常に大きいと思われる。

まさしく、特にその愛らしさを「ウリにして」、「保護の大使（Ambassadors）としての動物」⁵³という位置づけができるのである。

結語

奇しくも、本稿脱稿後、すぐに、生物多様性条約第10回締約国会議（COP 10）が名古屋国際会議場で開催される。専用のサイトも開設され、名古屋市（役所）も、地下鉄での広告展開や、東山動植物園での展示など、全面的にこのCOP 10を押し出している。会議自体では、遺産資源へのアクセスと利益配分に関する国際的な枠組みが議論されることになる。にもかかわらず、一般向けに啓発されているのは「生物多様性とは？」である。

その啓発の端的な成果は、おそらく、名前も知らなかった、小さな生き物がたくさんいて、それらが共存しているのが生態系なのだという、自然観であろう。生態系という語で表されるような、このようないわばマクロの、総体としての生物多様性は、間違いなく、生物多様性の一側面であり、それに対する保護も存在する。

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」では、その第51条で、希少野生動植物種保存地域制度を設けている。具体的には、佐世保市、西海市の特定地域が指定され、オカミミガイ科の小さい貝であるオキヒラシイノミガイをはじめ、54種の捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されている。このようないわゆるゾーニングによる保護は、一括して、総体としての生物多様性を保護しようというもので、本来、生物多様性保護の模範である。しかし、このような手法は厳密には、保全であって、捕獲の禁止が示すように、対象に対してコミットしようというものではない。マクロの生物多様性、その自然観は、一般に、それと人間（の活動）を引き離すモメントをもつ。

積極的な保護活動には、対象へのコミットが必要であり、そのためには、選び取りという行為が不可避となる。また、経済活動等の別種の活動を行いたい者に対して、それを積極的に止めようとする際には、漠然とした生物多様性では、換言すれば、薄く広いゾーニングでは、対抗できない。対抗する「論理」としては、どうしても、種のレヴェルまで下りて、その希少性等を根拠とするよりほかない。経済活動との対抗関係はないものの、莫大な予算を必要とする意味で、広い意味の経済的価値と衝突する保護活動の場合も同様のことがいえる。いずれの場合も、生物多様性は何らかの対象に結晶化する必要がある。

この結晶の作出因は、民主的・法的正当性であり、その形相因は locality である。本来は、「論理」の不要な無為自然を志向する自然観を、行為規範に変えるのが生物多様性之法であり、その具体化、実現を枠づけるのが locality である。生物多様性は、一般に、その積極的な保護活動実施の局面では、特定の local な種の問題として立ち現れてくるのである。様々な層の保護主体に

52 倉成武裕「福岡市動物園におけるツシヤママネコの飼育下繁殖」畜産の研究第60巻第1号（2006年）86-87頁。

53 Chilla Bulbeck, Facing the Wild: Ecotourism, Conservation and Animal Encounters, Earthscan, 2005, pp.47-80.

対し、一方で法がその根拠を提供し、他方で地域固着性、地域代表性、地域密着性のそれぞれが保護の目的を与え、保護活動が正当化されるのである。

長崎県の固有種（亜種）は、すでに、放っておきさえすれば、自ずと保全されるというような状態にはない。その保護は積極的になされなければならない、そのための「論理」が必要となっている。その「論理」は、それぞれ個別に構築されなければならないものである。

本稿が試みたのは、そのモデルとしてのツシマヤマネコ保護活動の正当化である。ツシマヤマネコの保護活動は、特に行政の観点から、長崎県全体にとっての保護のモデルといわれる。したがって、このような試みは、他の地域の他の種に対しても展開されえるものと確信する。

そのモデル性にとっても、保護活動の成功が求められるのであるが、一般にいわれているほどに、悲観的な状況ではない。ストックとしての数は相当少ないものの、若年個体の交通事故死亡数から推察されるように、次々にツシマヤマネコは生まれているし、飼育下繁殖もさほど難しくないといわれる。

Elli Louka は、人権（人間の尊厳）から生物多様性の保護（活動）の側を制約しようとするのであるが⁵⁴、幸いに日本では、保護活動が貧困を生むというような、人権対法（条約）の対立の構図が存在するわけではない。しかし、ツシマヤマネコにとっても、法（制度）上の課題は多く存在する。例えば、耕作放棄水田対策に関して、ビオトープにする届けが農業者でないとできないという障壁についての指摘がある⁵⁵。

長崎県の事業である、平成9年に事業採択された、対馬、上島の「田ノ浜における環境配慮型ほ場整備」は、その後、環境省及び長崎県自然保護課の要請を受けて、整備検討委員会が立ち上げられ、計画の変更が行われたものである。具体的には、対象面積や工期（通常2年間のところを6年間）においてツシマヤマネコに配慮したものとなった。このような、諸々の法益間の調整の事例は、環境法や地域・公共政策の分野から批判・検討されるべきものである。

同様の事項として、道路に下に設置されるカルバート（排水のためのコンクリートの小さなトンネル）についても、ツシマヤマネコが道路を横切らずにそこを通るようにするためには、階段の機能をもつ小さなブロックを置く必要がある。しかし、その設置に対しても、道路や治水関係の法令に阻まれて、なかなか県の行政部局から許可が下りないという現状がある。

ツシマヤマネコ保護活動の成功のためには、今後、このようなミクロの法、施策レベルの法を、保護活動の観点から分析し、一定の改変の提言も含めた、法的な研究が必要となろう。

本稿の執筆に先立って、長崎県庁にて、長崎県環境部自然環境課生物多様性保全班の方々に長崎県の生物多様性保全の取組やツシマヤマネコに関連する対馬の現状等について、詳しいお話を聞くことができた。

同じく、対馬にて、環境省九州地方環境事務所対馬自然保護官事務所（対馬野生生物保護センター）の方々に、舟志の森をはじめ、ツシマヤマネコの生息地、事故現場などを案内してもらった（リポジトリ公開のために氏名は控える）。

この場をかりて、ご協力に感謝申し上げます。本稿は、理論的な土台でしかないために、いただいたものに対して、わずかし反映できていないが、これからの研究の中で活かしていきたい。

54 Elli Louka, Biodiveristy & Human Rights : The International Rules for the Protection of Biodiversity, Transnational Publishers, Inc., 2002, p.20.

55 大澤雅彦『生態学からみた自然保護地域とその多様性保全』講談社（2008年）127頁。